

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	流山市第3次男女共同参画プラン修正案
1-1	P23	<p>基本的課題 子育てにやさしいまちづくり                      施策の方向 ②子育て支援の充実</p>	<p>流山市版ベビーシッター制度を検討・導入することを提案します。                      基本目標Ⅱ『就業及び職場における男女共同参画の推進』において、②『女性の就職・再就職』を項目に挙げているにもかかわらず、『女性が子育てをしながら仕事を続けられる仕組み』について言及がないのは、取組として片手落ちです。                      女性の雇用機会の均等を進め、女性の個性・能力を活かした経済社会を志向しながら、女性が出産・育児で仕事を中断、あるいは断念せずに済むような制度が弱いと言えます。                      一方で育児に専念できるように育児休暇の制度を充実させると同時に、他方では生き方の選択肢の一つとして、育児しながら仕事にも関わられるような制度の新設を検討すべきと考えます。                      フランスで3ヶ月の育児休暇の例を聞いたことがあります。出産における母体への負担を考慮しながら、乳児の生活が安定してくる時期までを育児休暇としているように見えます。そしてその後には安心して育児を任せられるベビーシッターの社会的制度が存在しています。この制度の組み合わせが女性の仕事への復帰を早め、育児と仕事の両立を実現させている面がある様に見受けられます。このことから、女性の力の発揮を期待し男女平等社会の実現を志向するならば、安心して育児休暇をとれる社会づくりと同時に、早期に仕事に復帰できる仕組みづくりも整備しないとイケないと思えます。                      ベビーシッターの制度は日本には馴染みが薄く、また社会的問題となった事件もあり、母親が安心して子どもをベビーシッターに任せられる環境にないのが日本の現状です。そこで流山では自治体も関わる仕組みの中で、透明性の高く、客観的判断ができ、信頼できるベビーシッター制度の仕組みづくりを提案します。提案するベビーシッター制度は、主に4つの要素を軸とします。                      1) 流山版ベビーシッター制度は、依頼者とベビーシッターの一対一の個人契約ではなく、依頼者(あるいは依頼世帯)とベビーシッターグループとの団体間契約とする。このベビーシッターグループには、代表するベビーシッター役とその周囲の家族を含む世帯、ないしは数人のグループを想定しています。具体的には、子どもが幼稚園や小学校に上がって日中に多少の時間的余裕のできた若い子育て世代、あるいは子どもが中学生や高校生となって乳幼児の子守に参加できるようになった世帯、あるいは子育てに一区切りついた老夫婦の世帯、自治会の中の同志グループや現役を引退した保育士仲間など多様なケースが存在すると考えます。                      2) このベビーシッターグループを市の下で登録制とし、代表するベビーシッターと、そのバックヤードを依頼者が閲覧できるようにします。ベビーシッターグループは、受託できる日時(週〇日可、平日可、土日可など)や時間(午前中可、午後可、夜間可など)を登録し、依頼者との間で随時相談しながら受託します。この制度は市がベビーシッターを斡旋するのではなく、あくまで登録バンクの機能に留めるものとします。                      3) ベビーシッターの利用料金は市が仲立ちをします。利用者は市に利用料を払い、ベビーシッターは市から報酬をもらいます。市はその報酬に対し助成を考えます。                      4) 市は登録ベビーシッターに講習等を通して一定の水準を持たせ、一定期間ごとに報告会(お茶会程度のものでよい。書記のみ市職員が担い、自由闊達に意見交換ができる場とすることが望ましい)を開催します。この報告会を、子育て世帯の抱える問題の洗い出しと、男女共同参画社会実現のための現場からの問題提起の場とします。                      保育園等は子育て世帯のニーズのボリュームゾーンに対し標準化したサービスを提供する長所を持ちますが、一世帯一世帯の事情に応じたサービスの提供は不得手と考えます。その不得手の領域のサービスを考えたのが本提案です。またこのベビーシッター制度は、市全体として受け入れ可能人数の需要を満たしているが、地域的な問題や時間的な問題での需要のミスマッチが生じている問題の解消にも効果があると考えます。                      以上、流山版ベビーシッター制度の概略の提案を基に、第3次男女共同参画プランの肉付けを提案します。</p>	<p>育児をしながら仕事にも関わることは、女性の社会進出の推進を図る上でも必要であると考えています。                      来年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度制度では、家庭的保育事業(保育ママ)や居宅訪問型保育事業を地域の保育の場として位置付けているため、ご提案のベビーシッター制度についても、行政の関わり方を含め制度の研究をしてまいります。</p>	子ども家庭課	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	流山市第3次男女共同参画プラン修正案
2-1	P13	指標事業No.5 保育士の男女共同参画に関する研修等参加回数	5についてある保育園では「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という表現で強制的にお遊戯をさせられています。世の中にはLGBTなどの性的少数者が一定割合存在し、人権が認められないことで、6倍もの自殺リスクがあると言われていています。昨今の保育園は幼児教育の場にもなりつつありますので、保育士の男女共同参画に関する研修を徹底してください。出来ればどのような研究を誰にどのような規模で行うのかも公開してください。	研修及び講演会等に参加を促し、保育士の男女共同参画への認識を深めます。 なお、具体的な研修概要の公開については、今後検討していきます。	保育課	無	
2-2	P14	基本的課題 あらゆる暴力の根絶 施策の方向 ②相談体制の充実及び関係機関との連携	昨今、全国でDVや児童虐待の報告件数が増えています。流山市でもこういったDV被害者をワンストップで対応し、適切な専門部署へ誘導できるようにしてください。検索エンジンで「流山市 DV」と入れても相談窓口のページがヒットしませんので改善してください。また「流山市 相談」と入れた場合に、育児相談   流山市 と同じようにヒットするよう、適切な設定をお願いします。	関係各課や配偶者暴力支援センター、警察など外部の関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めます。  市ホームページ上のDV相談に関する窓口へすばやく検索できるように検討し、改善していきます。	企画政策課 子ども家庭課	無 無	
2-3	P17-P18	基本目標Ⅱ 男女共同参画への環境づくり	流山市は共働き世代が増えていて、幼少のお子様を持ちながら働き続けたいと思う女性が増えています。しかし、子育ては初めての経験であるため、いくら能力が高くても育児と仕事の両立には苦労される方が殆どです。共働き世代の夫婦が継続して仕事を続けられるということが、流山市の市税収入にもつながることから、特に育児休暇から復職にあたって必要な知識を習得するためのフォローアップ(研修開催)を希望します。	ご指摘の点については、基本的課題就業及び職場における男女共同参画の推進 施策の方向②女性の就職・再就職への支援の中で研修の開催に向けて取り組んでいきます。	企画政策課	無	
2-4	P23	事業内容65 ファミリーサポートセンター事業を推進します	65についてファミリーサポートセンター事業の充実とありますが、多様化する保育ニーズをどのように吸収できるのか、非常に重要な役割を担っている機関だと思いますので、何をどう充実させるのかという指標の提示をお願い致します。	ファミリーサポートセンター事業では、保育ニーズに応えるため、病児・病後児の保育を実施していますが、ますますその役割の充実を図る必要があると考えます。また、ファミリーサポートセンター事業のサービス提供会員の確保や利便性の向上のため事業所数を増やすなど、各事業の充実を図りたいと考えています。	子ども家庭課	無	
2-5	P23	事業内容69 審議会等の子どもの一時預かり等の促進をします	69について市民団体が開催している講座の保育も市が補助して欲しいです。流山市の子育て団体が開催する子育て向けの講座は保育確保が金銭面で重くのかかっています。流山市の子育て支援として育てていくためには適切な補助が必要と考えます。	子育てを支援する地域づくりにおいて、子育てグループへの支援は必要であると考えています。保育への補助については、市の保育ボランティア派遣事業の拡充やファミリーサポートセンターの活用を検討していきます。	子ども家庭課	無	
2-6	-		流山市で保育ボランティアを育成するメニューを用意してください。松戸市で行っている講座が参考になると思います(参考: <a href="http://goo.gl/cPgG9Q">http://goo.gl/cPgG9Q</a> )	市の保育ボランティア派遣事業や公民館講座を実施していることから、民間の保育ボランティアグループの事業と協働できるよう検討していきます。	子ども家庭課	無	
2-7	-		また、流山市では保育士が不足しており、奨学金制度をつくり流山市の保育人口が増えるような工夫をされていますが、対象がスクーリングのみです。子育て中の親が子育てをしながら勉強し、緩やかに資格取得が出来るよう、通信教育も対象になるようにしてください。	「流山市保育士修学資金の貸付に関する条例」では、貸付けの対象者を児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業する見込みのある者としております。施設によっては通信教育部のある指定保育士養成施設もあることから、卒業見込みであれば貸付けの対象となります。	保育課	無	
3-1	P14, 15	基本的課題 あらゆる暴力の根絶	流山市の男女共同参画政策の推進にご尽力を頂きまして感謝申し上げます。以下の点についてご提言させていただきます。DVの取り組みを全庁的に展開していくのは評価できますが、担当課を羅列しているようで、市民には、どこが主たる担当なのかわかりにくい気がします。主務課を明確に記載いただきたいと思ひます。	DVに関する相談は、「子ども家庭課」が所管しているところですが、暴力に対する相談体制については、関係各課や支援センター、児童相談所、警察などの外部関係機関との連携が必要のためそれぞれ該当する担当課を明記しています。ご指摘の点については、主務課を明記します。また、資料編にDV相談窓口について掲載します。	企画政策課	有	12、14、15の担当課の「子ども家庭課」を「子ども家庭課」に修正し、欄外に注意書きを次のとおり加えます。 ※網掛は、主務課です。相談窓口については、29ページをご覧ください。
3-2	P14, 15	基本的課題 あらゆる暴力の根絶	1つの課では対応の難しいDV被害事例もあると思ひます。DV関係課及びDVと密接な関係のある児童虐待の担当課で庁内のネットワークを組織化できたら、よりきめ細かい支援が出来るように思ひます。	DVに関する相談及び児童虐待に関しては、共に「子ども家庭課」が所管しているところですが、ご指摘のとおり、担当課だけでの対応は難しいので、関係各課との連携を一層強化し、安心して相談できる体制を構築します。	企画政策課	無	

流山市第3次男女共同参画プラン(素案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	流山市第3次男女共同参画プラン 修正案
3-3	P23	事業内容66 児童館の機能の充実を図ります	66の児童館の機能充実は、父親の利用状況は指標にならないでしょうか。	児童館の利用は平日の学童を対象にしており、また午前中の幼児向けの事業についても、母子の参加が多く、一般的に平日の父親の就労状況を踏まえると、父親の利用状況を指標にするのは難しいと考えています。	子ども家庭課	無	
3-4	P27②	事業内容② 施策のための拠点の整備	施策のための拠点の整備→交流の場の他に、学習の場、情報の提供の場、相談機能が拠点の整備には必須条件であると思いますが、明記できないでしょうか。	具体的内容については、今後検討して行きます。	企画政策課	無	
3-5	P27④	事業内容④ プランの推進状況の進行管理	男女共同参画計画事業の指標を増やそうとご努力されたことは評価します。また、進捗状況の把握と一体になることで、実効性が担保されるのではないのでしょうか。93で計画の推進状況を検証します→毎年、指標に基づいて何をどこまで進んだのか等、担当課のヒアリングで進捗状況を把握し、市民に公表することが重要と思います。男女共同参画を重要に思えない各課の担当職員も毎年、男女共同参画室と進捗状況のヒアリングがとても良い学習の場にもなると思いますし、もっと具体的な指標が見えてくるかもしれません。	進捗状況については、毎年市ホームページ等で公表していきます。	企画政策課	無	
3-6	P27④	事業内容④ プランの推進状況の進行管理	職員に代わって市民の評価部会(外部評価)を設置することも有効と考えますがいかがでしょうか。以上、ご検討いただければ幸いです。よろしくお願い申し上げます。	市民による評価部会の設置は考えておりませんが、外部機関である男女共同参画審議会から、進捗状況について意見をいただいております。	企画政策課	無	